

第 1 0 回小浜市農業委員会議事録
(縦覧用)

と き 令和 6 年 3 月 2 8 日 (木) 午後 4 時 0 0 分

ところ 小浜市役所 3 階 3 0 2 会議室

出席委員

1 番岡田昌樹	2 番早俊夫	3 番福永信明
4 番赤尾裕子	5 番河嶋幸男	6 番和田千代
7 番東清俊	8 番内田篤宏	9 番岡本康次
10 番松尾志信		

欠席委員

遅刻委員

出席事務局 田井課長、北村、田中、山崎

令和6年3月28日（水）午後4時00分 小浜市役所 3階302会議室において、第10回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

議案 第31号 農地転用事業計画変更申請について

議案 第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案 第33号 小浜市農業振興地域整備計画の変更について

議案 第34号 小浜市農用地利用集積計画の承認について

議案 第35号 第1回小浜市地域計画の策定について

報告 第11号 報告第11号非農地判断について

報告 第12号 報告第12号相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について

報告 第13号 合意解約の届出について

【議長】ただいまより第10回小浜市農業委員会を開催いたします。

(会長あいさつ)

それでは、事務局より報告をお願いします。

<事務局長より3月の農業委員会関係活動報告を行う>

【議長】次に今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として1番岡田委員、2番早委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、8番内田委員、9番岡本委員でした。

それでは、『議案第31号農地転用事業計画変更申請について』を上程いたします。なお、2番案件につきましては、許可条件違反案件であることから、申請人の呼び出しをしており、後ほど申請人から顛末の説明などを受けることとします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】ここで、2番案件につきまして、申請人から顛末の説明などを受けることとします。申請人の入室を求めます。

<申請人が入室する>

【議長】申請人は自己紹介をしていただきまして、申請地が許可条件違反に至った経緯の説明をお願いします。

【申請人】〇〇の〇〇です。住宅買主の希望により2区画分の敷地に平屋1棟を建てることになったが必要な手続きを行うことを失念してしまいました。完成してからの申請となり申し訳ありませんでした。

【議長】それでは質疑を行います。委員は申請者への質疑をお願いします。

【1番委員】〇〇は県内で事業されていると思うが、他市町でも同様のケースはあるか。宅建免許をもった事業者が変更手続きを忘れるということは考えにくいですが、もう少し経緯を詳しく教えてほしい。

【申請人】県内に7店舗あるが建売住宅を扱っているのは小浜店のみである。今回、平屋が欲しいという要望がありそれに対応したが、手続きについて失念してしまった。これまで必要な手続きをしてこなかったことはなく、今回は失念してしまい申し訳ありませんでした。今後気を付けたいと思います。

【議長】他にご意見ないですか。ないようですので、申請人は退室をお願いします。ご説明ありがとうございました。

<申請人は退室する>

【議長】それでは、ご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第31号農地転用事業計画変更申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして『議案第32号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】 続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】 それではご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、『議案第32号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第32号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして、『議案第33号小浜市農業振興地域整備計画の変更について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】 それではご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、『議案第33号小浜市農業振興地域整備計画の変更について』賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので『議案第33号小浜市農業振興地域整備計画の変更について』は、原案どおり異議なしとさせていただきます。

続きまして『議案第34号農用地利用集積計画の承認について』を上程いたします。なお、5番委員、池田雅史推進委員、1番委員に関連する内容が含まれているため、「小浜市農業委員会会議規則」第11条の規定により、当事者は議事に参与することはできないことになっております。○番委員、○○推進委員、○番委員は審議前に退室をお願いします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】 それでは、『議案第34号農用地利用集積計画の承認について』ご審議願います。○番委員関連について審議を行いますので、○番委員は退室してください。

<○番委員退室>

【議長】 それではご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、○番委員関連について承認することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第34号農用地利用集積計画』の○番委員関連について原案どおり承認とさせていただきます。

○番委員は入室してください。

<○番委員入室>

【議長】 続きまして、○○推進委員関連について審議を行いますので、○○推進委員は退室してください。

<○○推進委員退室>

【議長】 それではご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、○○推進委員関連について承認することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第34号農用地利用集積計画』の○○推進委員関連について原案どおり承認とさせていただきます。

○○推進委員は入室してください。

<○○推進委員入室>

【議長】 続きまして、○番委員関連について審議を行いますので、○番委員は退室してください。

<○番委員退室>

【議長】 それではご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、○番委員関連について承認することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第34号農用地利用集積計画』の○番委員関連について原案どおり承認とさせていただきます。

○番委員は入室してください。

<○番委員入室>

【議長】 それでは、議案第34号の残る内容についてご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、承認することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第34号農用地利用集積計画の承認について』は、原案

どおり承認とさせていただきます。

続きまして、『議案第35号第1回小浜市地域計画の策定について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】それではご審議願います。

【1番委員】まずこの地域計画というのは農業委員も入って、地域に行って話し合いもしているところがある。ところが〇〇の案件につきましては、地元も聞いていないし耕作者の人も聞いていないということです。そして、県が直接行って耕作者の人と協議をする、というお話でした。本来それは地域計画を作る上で、(産業団地の計画について)地元に入って話をしたのちにされるべきことではないかと思うので、その辺りの見解と今後の進め方を皆さんで共有して協議をしたいと思います。それからもう一つ、今ほど〇〇の産業団地がくると想定される場所の目標地図は白くなっている。そもそもこの目標地図はこの農業委員会が原案を作って、市にあげてというスケジュールという風に法律に書いてあると理解しています。けれども〇〇の件については、我々農業委員としても、法律を遵守して法律に則って合致するか判断していくのが我々農業委員の役目やと思っているんですけど、今の2点について見解をお聞かせ願いたい。法律と手順の関係についてご説明願いたい。

【5番委員】今突然事務局が言われてもどう答えるか個人的な意見になってしまう気がする。少しまとめて次の会に審議してはどうか。それでは遅ければ休憩をはさんではどうか。

【1番委員】もうひとつ追加して、この3件とも、今年度中ということ想定されていると思います。松永を除く他の案件については、意義なしと手を挙げたいと思っているんですけど、〇〇の案件についても3月のこの農業委員会で意見を付すと思う。この農業委員会でどんな意見をつけるかについても議論していくべきやと思いますので。

【議長】まず今の案件についてなんですけど、地域計画3件出す予定しているんですけど、そのうちの1件、松永についての意見が出たわけなんですけど、他の2件についてのご意見というのはございますでしょうか。特にございませんか。これは、分けて審議することは可能なんですか。

【事務局】はい。

【議長】分けて審議させていただいて松永については、これ今月でないといけない案件ですか。それとももう一月待てる案件ですか。

【事務局】それは農業委員会の意見として出していただいて、そういった意見があったということで地元にも揉んでもらって、そのプロセスを経たのちに策定という形で

【議長】今の意見だと農業委員会自体が理解できない部分がありますよということやと思うので、その辺りをもう一度、整理をさせていただくか、その辺りでもう一度揉んだうえであげさせていただくという形でもいいですか。

【1番委員】理解できないとは言っていないが、決められた法律の手順をちゃんと踏めてい

るかという点です。団地ができることがいいとか悪いとかいうことよりも、我々が議論しようとしていることが法律に準拠されているのかどうか。

【4番委員】個人的に聞きたいことは、〇〇さんはこの件について妥協しているのか。他の農地を探してくれなどの話になっているのか。

【1番委員】9番委員さんもおられますけど、〇〇の社長は、前回申しあげましたように100ヘクタールやっているのにそのうちの1割をとられるのでは事業をやっていけないということをおっしゃっておられました。

【9番委員】とにかく地元説明が何もないので、その意見を言わせてもらう場所もない。〇〇はそういう話は早くから聞いているけど、それは他言無用だった。もっと早くから自分で言う機会はあったと思うけど、地元は何も行政から説明会は一切なし。当然、耕作者がそこに行って話を聞くということもまだ一切していません。

【1番委員】そのあたりは県や市の担当部署と地元等の関係だ。我々農業委員は法律に基づいてこの地域計画をどういう風に進めていくかというところだと思う。地域計画の策定手順が決まっているなら、その手順を踏んで地域計画を作らないといけない。

【6番委員】1番委員の意見に賛成ですが、そもそも現段階でこの計画について農業委員会が検討をした内容を、例えば市が県に提出できるのかどうか。賛成ならば賛成で問題ないと思うんですけど、検討してほしい内容が仮に出てきた場合、現段階で県の方に農業委員会として提出して検討していただけるのかどうか。そういうところの問題があると思うんですが。

【事務局】手続きについて、今、縦覧期間中ですけど、意見が出た場合の地元への返し方について確認してみます。

【6番委員】例えば国や県が推進している公共事業に準ずるものに関する意見書というのは大体すべて決まったときにちょっと縦覧期間が設けられてそれに対して、一住民として必死に抵抗して意見書を書いてもらえるかどうかみたいな、そういう抵抗の仕方しかできないような印象があるんです。今、1番委員が言われているように効力を持った意見がどうやってだせるか。

【5番委員】ここで農業委員としての発言か一市民としての発言かは違うと思います。

【6番委員】そうですね。だからそれができるかどうかなんです。

【5番委員】勉強会で農業委員はこういう形でという説明があった。その流れの中でいくと乗り越えたところはちょっと難しいかもしれないなと私は感じています。松永はもっと議論してもらわんとあかんのですけど。

【議長】今回、例えば松永だけちょっと1か月伸ばしましょうとか、これについては農業委員会の中では例えば意見がついた、ということになると、これはどうなるんですか。地元一旦、返るということになる？

【事務局】そうですね。

【議長】その意見がこの地図が白い部分のプロセスがどうなのかという意見なので、松永地区とはあまり関係がない話かなという風には思うんです。この部分の成り立ちについてまとめていただくような時間をとっていただいてその報告をもっともう一度審議するとい

うことにさせていただいた方がいいのかなという提案です。

【事務局長】今この場でこういうプロセスで、こうすべきであったので取り下げますというのは中々、事務局の立場としては言えない。小浜市として県営産業団地どこか希望があるかと言われて、ここだったら候補地に選ばれたら県営産業団地を整備してほしいというスタンスで小浜市が手を挙げたのがそもそもの始まりなんです。その時点で産業団地ができる、できないと決まってない時点で地元に戻りますと言ってしまふともものすごく問題が大きくなってしまふので、市のスタンスとしては県が発表するまで、地元にも地権者にも、決まったような言い方をして公表するのはまずいだろうと。それは市の企業団地を推進する部署の考えですけど、そういう立場で今に至ったというのが経緯です。今、この区域に産業団地というのは概ね白塗りで塗ったところが決まったので、本来であれば早くからそこと決まっていればそれも含めて地域に下して農業委員の意見を聞くべきだと思うんですけど、特殊な事例として特定の一般市民というわけではないですけど、そこにだけ先に公表するというのは市のスタンスとして中々難しかったというのはご理解いただけるかなと思います。特殊な事例なので本来であれば、元々決まっていれば、今は農用地の区域に入ってますけど、ここを除いて地域計画の図面ができませんか、という提案を、もっと早くに決まっていればそういう方法はあったかと思うんですけど、タイミングがギリギリになってしまったので、結果としては1番委員が言われましたように、委員会としての意見が何も反映されないような地図になっているといわれるとその通りかもしれないです。今回その白抜きで抜いた図面を農業委員会に示させていただいて、改めて回答させてもらわんとこの場で中々言いにくいんですけど、農業委員としてはこうすべきであったのではないかとこれはまずいとか仕方ないとかいうような意見を出していただいて、それは市の他の部局にも関係することなので、市の農業委員会としてはこんな意見が出ましたというのを、市の商工振興課を通じて県にも伝えることはさせてもらえるかと思っておりますので、その件については改めて回答させていただけないかなと思います。

【1番委員】確かにタイミングとかが難しいのはわかる。農業委員会としてかかわっている法律をどうやってクリアしていくかというのが問題であって、まだそこまでいく問題ではないと思っています。あと先ほど言われたギリギリというのは、何がギリギリなんですか。

【事務局長】一応年度内にこの3地区につきましては地域計画を公表しますということをおっしゃってましたので、もう3月末の委員会なので。ただそういう意見が出たので遅れますということは大丈夫です。

【4番委員】候補地というのはどうやって〇〇にしたんでしょうか。以前、加斗地区でも、候補地があったと思うが、そこは残しておいてなぜ農振地のいいところを候補にしたのか。

【地村推進委員】〇〇から右の方を〇〇は10年ほど前からお願いをしております。途中から市も手を引いて、企業と直接話をということも聞きました。その後どうなったかはわかりません。

【1番委員】4番委員さんがおっしゃってるのは、あれは田んぼを畑にするやつですね。

駅の裏。

【4番委員】今言われた場所ものちほどそういう話があるということを知りましたが、それがあつたのにどうして〇〇になつたのかなど。

【事務局長】今のお話なんですけど、〇〇の国道から海側について企業団地の造成を計画していたのは事実です。具体的にどこまでいっていたとかいうのではなくてそういう計画があつたのは事実なんですけど、何年度から造成するという計画は今すぐのところはありません。何で〇〇かというのは小浜市としては候補地はいくつかあつたんですけど、県としてはまとまつた土地で一定面積が確保できて流通面でも有利なところとして〇〇が選定されたということです。市は〇〇だけに決めて、手を挙げたわけではないです。

【議長】産業団地がなぜここのかという議論になりつつあるので、今回の地域計画というのはそれではないんですよ。そこがなぜ抜かれているのかプロセスを教えてくださいということなので。私もそうやって思うことは思うので。松永の中でも意見は出たのではないかなど地域計画を作るにあつて。多分これありきで進んでいるのではないかなどと思います。その辺りの説明だけしっかりとできるような形を次の機会に。

【6番委員】待てるんですか。

【事務局長】国としては令和7年度末までに策定してくださいということなので。集積が進んでいる地域を先行して審査してもらおうと思つてあげさせていただいた。まだ時間はあります。地域の農地をどう利用していくのか、将来を見据えた話し合いを地域でもらうことが大事なので、これについては書面的な手続き。

【議長】原則は大事だと思うんですけど、慎重にもならないといけない。議長からの提案なんですけど、松永だけは1か月、事務局からの返答を待つてもう一度審議をしたらどうでしょうかという問いかけをさせていただきたいです。今日、3件出てます。他の2件について審議をさせていただいて松永については来月に持ち越しという形でさせていただきたいと思いますがどうでしょうか。それでは宮川と野代の案件につきましてご意見があればお願いします。

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、2件について賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので『議案第35号第1回小浜市地域計画の策定について』は、宮川と野代については異議なしとさせていただきます。松永については次回への繰り越しという形で進めさせていただきます。

【1番委員】農業委員会から市長に対し意見書をつけて出すんですね。どう書くのか。

【事務局長】宮川と野代については異議なしですね。

【1番委員】了解しました。

【議長】続きまして、『報告第11号非農地判断について』事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

続きまして、『報告第12号相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について』事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

続きまして、『報告第13号合意解約の届出について』事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】これですべての議案を終了しました。

その他、何かございましたらお願いします。

【事務局】松永の件で〇〇の部分が白く塗られている経緯なんですけど、9番委員もわかっておられるんですけど、流れ的には地域をこれからどうしていきますかという農地の話をしていく中で、〇〇はこういうことがありますよ、ということである方から話をいただいた中で、そんな状態でここに色をつけることはできないということで、そういう場所は検討中になるかなという話になりました。ただ、農振農用地のエリアの中は基本的に地域計画を立てるということになっておりますので、実際まだ外れていない範囲についてその中でどうするかということについて色を塗れないので、そこに関連するところは白抜きにしようという話でこの図面が出来ているということです。

【2番委員】不動産屋さんの案件で9棟が8棟になったとかいう案件が度々出てきますけど、事務局として不動産屋に対して注意文を出していただくとかお願いしたいと思いません。

【事務局】私が担当になってからは宅建協会や行政書士会に対して注意喚起文などは発出していませんが、おっしゃられたように必要だなと私も感じております。事務局や会長と相談しながら文書発出について検討したいと思っております。

【議長】他にございますか。

<地域おこし協力隊活動報告>

<事務局 田中農園チラシについて告知>

<事務局「小浜市食の人材育成センター」会員の推薦について>

<事務局長来月の日程報告>

【議長】他にないようでしたら以上をもちまして、第10回農業委員会を終了させていただきます。